

事業者向け ロゴ・キャラクター運用ガイドライン

1. ガイドラインの位置づけ

- ・本ガイドラインは、法的な契約書の内容を実務向けに整理した運用ルールです。
- ・事業者・制作会社の皆さまは、本ガイドラインに沿って運用することで、契約上の問題なく安心して使用できます。
- ・判断に迷う場合は、必ず事前に麒麟のまち観光局へご相談ください。

2. 使用できる対象

使用可能なデザイン

- ・日本遺産「麒麟のまち」関連キャンペーンロゴ
- ・キャラクター「きりんりん」

※公式に提供されたデータのみを使用してください。

3. 使用できる範囲（OK例）

以下の目的・媒体での使用が可能です。

※本項に該当する場合でも、本ガイドラインおよび契約内容の範囲内での使用に限られます。

また、使用状況により事前確認をお願いする場合があります。

(1) 目的

- ・商品開発
- ・販売に関する広報
- ・キャンペーン・イベント告知
- ・観光プロモーション

(2) 媒体

- ・商品パッケージ、ラベル、台紙
- ・チラシ、ポスター、パンフレット
- ・Web サイト、EC ページ、SNS 投稿
- ・店舗 POP、イベント装飾

4. 使用できないこと（NG例）

以下の行為は禁止されています。

- ・デザインの修正・描き直し・別バージョン制作
- ・色・形・比率の変更
- ・キャラクターの一部のみを切り取って使用

- ・他のキャラクターやロゴとの合成・一体化
- ・自社ブランドロゴや商品ロゴと同格、または認証・公認・推奨を示す形での使用
- ・ロゴ・キャラクターを、事業者自身の商標・ブランドのように見せる使用
- ・公序良俗に反する表現への使用
- ・政治的・宗教的主張を目的とした使用

※サイズ変更（拡大・縮小）のみ、縦横比を保った場合に限り可能です。

5. 制作時の基本ルール（重要）

(1) データの扱い

- ・提供されたデータは、業務目的の範囲で使用してください。
- ・個人保管・再配布・流用は禁止です。
- ・クラウドストレージや社内共有サーバーへの保存は、業務上必要な範囲に限ってください。

(2) 制作会社への共有

- ・制作会社・デザイナーへデータを渡す場合は、本ガイドラインを必ず併せて共有し、遵守させる責任は事業者にあります。

6. 事前確認が必要なケース

以下の場合、必ず事前に麒麟のまち観光局へご相談ください。

- ・新しい用途で使用する場合
- ・商品化・販売形態が大きく変わる場合
- ・表現内容に判断の迷いがある場合
- ・ロゴ・キャラクターを目立たせたメインビジュアルとして使用する場合

7. 制作～公開までの流れ（実務フロー）

1. 制作内容の検討（企画段階）
2. デザイン案作成
3. 必要に応じて事前確認
4. 修正・確定
5. 印刷・公開・販売

8. クレジット表記について

- ・原則としてクレジット表記は不要ですが、使用条件が免除されるものではありません。
- ・観光局から指示があった場合のみ、その内容に従ってください。

9. トラブル防止のために

- ・本ガイドラインに沿わない使用が確認された場合、修正依頼や使用停止を求める場合があります。

- ・不明点は「作ってから」ではなく、作る前に相談してください。

10. 問い合わせ先

日本遺産「麒麟のまち」推進協議会（運営：麒麟のまち観光局）

Mail：network@tottori-inaba.jp

TEL：0857-50-1785

※本ガイドラインは、事業内容や運用状況に応じて見直す場合があります。